

氏名(本籍)	黒須利夫(茨城県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第1539号
学位授与年月日	平成11年6月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	平安初期における式編纂の研究
主査	筑波大学教授 文学博士 大濱徹也
副査	筑波大学教授 文学博士 今井雅晴
副査	筑波大学教授 博士(文学) 山本隆志
副査	筑波大学助教授 博士(文学) 根本誠二
副査	筑波大学講師 博士(文学) 古家信平
副査	筑波大学教授 文学博士 堀池信夫

論文の内容の要旨

本論文は、日本の古代国家が隋・唐から継受した律令の施行細則である式に関して、従来の研究が『延喜式』の分析を中心とした律令研究に拘束された補助的な研究に終始し、散逸した『弘仁式』・『貞観式』の両式の編纂の意義に関する研究が欠落していたという反省に基づき、これらの式の復元と編纂の意義を解明することによって、平安初期における国家像の解明を目指した作品で、序章・結章をふくめて4章15節から構成されている。

序章は、平安初期式の編纂を「国家の立法作業」となし、その法的有効性を個別式条の形成過程から検証し、『弘仁式』・『貞観式』といったいわゆる平安初期の国家体制運用上の意義を明らかにすべく、式に数多く含まれる儀礼に関する規定の中から具体的に個別の式条を取り上げ、その制定から改訂に至る過程を復元することで桓武天皇によって造形される平安初期国家の存在形態を問い質し、平安初期式の編纂の歴史的な意義を考察することが可能であることを提言している。

第一章「律令制と式編纂」は、式以前から存在した例・記文などの施行細則を式と対比させ、平安初期式の編纂に至るまでの過程を明らかにしようとしたものである。「令制諸司の政務運営」は、奈良時代以来の例・記文といった施行細則による政務運営の具体相を紹介したもので、この運営が平安初期になると諸司間で互いに齟齬をきたすようになったがため、「諸司間における相論の発生」により式の編纂が勅裁で諸司間で生じていた施行細則の矛盾を一元化し、詔をもって全国的に施行することによって政務の運営を円滑化する要請によって開始されたことを指摘している。

第二章「『弘仁式』式条の成立」は、中務式侍従員条を取り上げて、『弘仁式』の成立過程を、「侍臣集団の特質」「節会の構造」「令制侍従の変容」「次侍従の登場」「官人制の変容と式編纂」を分析することで考察したものである。律令の条文では宮中において開催すべき節会は規定されているが、その参列者については言及されていないため、八世紀前半には大和朝廷以来の支配者集団である五位以上の官人群が恒常的に節会に参列していたが、八世紀半ば以降には、五位以上の官人の数的な増大と伝統的な供奉の観念が崩壊し、五位以上官人の支配者集団としての存在も危機を迎え、王権が不安定になっていく。このような中で登場したのが、次侍従という令制外の官職であったと位置づけ、宝亀年間から存在していた次侍従は、延暦年間から上日・俸禄の制度が整えられたこと

により、律令官人制の中に組み入れられ、天皇を中心とした侍臣集団を形成し、支配者層の新たな結集をはかっていったのである。中務式侍従員条は、こうした平安初期における身分制や官人制の再編を背景に、『弘仁式』編纂の段階で立制されたことを指摘している。

第三章「『貞観式』式条の修訂」は、神祇四時祭式上の大中小祀条を事例に、『弘仁式』における条文の成立から『貞観式』における修訂に至るまでの過程を、特に内裏齋に注目して考察したものである。「大中小祀条の再検討」で諸司齋、祭官齋、内裏齋の内容を紹介し、内裏を齋戒するという内裏齋が制度化された背景には、第一に延暦年間の律令官人制の変容を反映して、内裏が政務の場として次侍従などの侍臣集団や一部の律令官人が政務のために参入するようになったこと。第二に神祇令に記載された祭祀以外に春日祭などの公的祭祀の増加にともない、中国から継受した祭祀などの儀礼が新しく始まり、これらの儀礼のために天皇が内裏の中で拝礼を行い、内裏から奉幣使が発遣されるようになったことを、「齋戒制度の変容」として論じる。このことは、「国家祭祀の変容と式編纂」とみなされ、『延喜式』の大中小祀条に『貞観式』編纂以後の制度の変更が全く反映していないことに注目し、平安初期における立法作業が貞観年間までに完了し、それ以後の改訂が加えられなかったことの意味を問う。

第四章「式編纂事業の転換」は、「『年中行事障子』の概要」「『年中行事障子』の成立」「『年中行事障子』と式編纂」とあとづけることで、平安初期に成立した『年中行事障子』と式の編纂とを対比させながら、改めて『延喜式』編纂事業の特質を解析しようとしたものである。『年中行事障子』は、内裏殿上における例に他ならず、弘仁から貞観年間までの間に形成されていたことを確認し、本来は例・壁書などと同じく改訂・増補を繰り返す可塑的な法典であったにもかかわらず、貞観年間以降になると制度の改訂を反映せずに成文法典として固有の意義が付与され、故実としての權威を備えるようになったと意味づけている。その契機は、仁和元（885）年の関白藤原基経による新調と献上であり、これを機とする法意識の変化と軌を一にして『延喜式』編纂の作業が行われたと指摘する。ここに『弘仁式』・『貞観式』の両式は、故実としての場をしめ、「桓武朝以来の王権が目指した所の国制」（124頁）を体现する法規範として理想化されたと論じる。

結章は、1～4章までの論点を整理し、平安初期における式編纂こそが、政治・社会状況の変化に対応する律令官人制の再編を法的に具現するために国家の立法作業として、式編纂事業を位置づけ、天皇に近侍する侍臣集団を中心とした新たな国制を意図したものとして平安初期国家の存在形態を位置づける視点を提示したものである。そこでは、『大宝律令』の施行を以て律令制の完成と見なし、『延喜式』をもってその具体像の検討を補完するという、これまでの古代史研究を批判的に継承し、その相対化をともし日本における古代国家の特質を全面的に問い直すべきであるとする今後の課題にふれている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、日本古代史の基礎的研究分野である隋・唐からの継受法である律令の研究について新知見を提示せんとした意欲的な作品である。

その第1は、日本古代の国家史・社会史研究が律令社会としての祖形を規定する律令を中心としたものであったのに対して、その施行細則である式に注目してこそ、平安初期国家にはじまる王朝国家として存在した古代国家の本質を解明しうる場を提示したこと。

第2は、式を律令の従属法・補完物とみなすのは近代律令研究の幻想であるとして退け、式編纂の意義を個別式条の形成過程から丹念に明らかにするという方法論の有効性を提示したこと。

第3は桓武天皇による郊祀の実施等の具体的な事例を手がかりとして、桓武王朝が志向した支配の構造とかわらせて平安初期における式編纂の独自性を明らかとなし、日中間における律令格式への認識の相違に言及していること。この作業は今後の日中律令の比較研究にとって考慮すべき指摘である。

第4は、『延喜式』編纂の作業とは、藤原基経による『年中行事障子』の献上にみる法体系への新たな意義の付与と故実として尊重させるという法意識の変化と軌を一にするものであり、『弘仁式』・『貞観式』の両式が故実としての権威をもつにいたったという指摘は、平安初期の国家像の再構築のみならず新たな式研究の有効性を問いかけるものであること。

本論文は、『弘仁式』・『貞観式』から『延喜式』にいたる式編纂の過程を丹念に考察することで、平安時代の法制史の研究史に一石を投ずる作品として高く評価しうるものの、若干の問題も残されている。

第1は、個別の式条の形成過程を復元するという方法を中心としたがために、『延喜式』序などの記述を通じてうかがえるであろう式編纂の概括的な論述、さらにはその変容をもたらした平安初期の時代相に位置づけた分析において弱さがあること。

第2は、必ずしも式条文の全体像を勘案して論証が進捗されているわけではないだけに、『類聚三代格』・『令義解』・『令集解』等の同時代的な史料に関する研究と関連させて、王朝国家の具体相を法規範の場から論究する視点が乏しいこと。

本論文は、これらの課題が残されているものの、式編纂事業を古代国家の立法作業と位置づけることで具体的に解析し、式研究に新たな方向を提示し、桓武王朝にはじまる平安初期国家像に新知見をくわえた作品として、日本古代史研究に一つの問題提起をなすものと認めることができる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。